「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」による

指定建築物建築届の手引き

令和6年10月

目 次

*見出しをクリックすると、該当ページに飛びます。

6	はじめに	1
1	1 指定建築物の定義と手続きの概要	
	1)指定建築物の定義	2
	2)手続きの概要	3
2	2 ワンルームマンション、特定共同住宅に係る基準	5
	1)駐車施設(自動車・二輪車)の確保に関する基準	
	2) ワンルームマンションに係る基準	
	<u> </u>	
2	3 標識の設置と説明の実施	0
J	3	
	, 10	
	2) 説明の実施	10
4	4 届出に必要な図書と記入方法等	15
	1)届出に必要な図書	15
	2)図書の記入方法等	16
	◆ 指定建築物建築届(様式第4号)	16
	◆ 駐車施設の確保に関する基準・チェックシート	17
	◇ 機械式駐車場の認定書(写し)	18
	◇ 機械式駐車場の構造図(カタログの写しでも可)	
	◇ ラック式駐輪場のカタログ(写しも可)	
	◆ ワンルームマンションに係る基準・チェックシート	
	◇ 公共公益施設等管理者等協議通知書の写し等	
	◇ 標識 及び 標識の設置を証する写真	
	◆ 説明に関する報告書(様式第 3 号)	
	◇ 説明範囲図《作例は 11・12 ページ参照》	
	◇ 説明一覧表	
	◇ 説明に使用した図書	
	◇	
		28

神戸市建築住宅局建築指導部建築調整課

電話 078-595-6548

(URL: https://www.city.kobe.lg.jp/a81944/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/shiteiken.html)

はじめに

神戸市では、住環境の保全と育成を図ることを目的として、「**神戸市民の住環境等をまもりそだてる 条例**」を定めています。この条例では、建築主、設計者、工事施工者、工事監理者(以下「建築主等」 といいます。)の基本的責務について、次のように規定しています。

(建築主等の基本的責務)

第4条 建築主等は、その事業活動を行うに当たって、地域の特性及び近隣の住環境等に配慮する ことにより、健全で快適な住環境等を保全し、及び育成するため、自らの責任及び負担において、 必要な措置を講ずる責務を有する。

建築物を建築するにあたっては、関係法令を遵守していただくことはもちろんですが、土地利用の効率性や建築物の機能性のみを重視することなく、良好な近隣関係の保持と健全で快適な住環境の保全に十分配意し、事業の企画や設計といった当初の段階から、その建築物が近隣の住環境に及ぼす影響を把握し、建築計画がそれらに配慮されたものとなるよう心掛けてください。

また、建築物の施工にあたっても、工事による騒音や振動の防止、工事車両の通行の安全確保等について適切な対策を講じるとともに、近隣の土地・建築物の所有者や占有者(以下「所有者等」といいます。)と工事協定を締結するよう努めてください。

「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」では、一定規模以上の建築物を「**指定建築物**」と位置づけ、建築主等に対し、近隣の所有者等に建築計画の内容を周知させるための『標識の設置』や説明会の開催などによる『説明の実施』を義務付けるとともに、建築計画の内容や説明の実施結果などについての神戸市への届出を義務付けています。

これは、『ある日突然』に近隣で建築工事が始まることによるトラブルの発生を未然に防止するとともに、神戸市として、市内における建築計画の概要を把握し、日照、プライバシー等の影響に関する近隣の所有者等からの相談に的確に対応することを目的としています。

指定建築物の制度についてご理解いた = だき、建築に伴う近隣の住環境への影響 _ を極力軽減いただくとともに、対話によ - る良好な近隣関係の構築に努めていただ _ きますようお願いいたします。 =



- ★神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000812.html
- ★神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則 https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki honbun/k302RG00000813.html

1 指定建築物の定義と手続きの概要

1) 指定建築物の定義

次のa、b、cのいずれかに該当する建築物が「指定建築物」となります。

a 中高層建築物

対象区域(用途地域	対象建築物					
	地階を除く階数が3以上の建築物					
第1種低層住居専用地域、第2	種低層住居専用地域	又は				
		住戸を40戸以上有する共同住宅				
第1種中高層住居専用地域、第	2種中高層住居専用地域、	 古さが10〜なおって建筑物				
第1種住居地域、第2種住居地:	域、準住居地域、	高さが10mを超える建築物				
用途地域の指定のない地域		又は た = * 40= N * * * * * * * * * * * * * * * * * * 				
近隣商業地域、準工業地域	容積率200%	住戸を40戸以上有する共同住宅				
	容積率200%超	高さが15mを超える建築物				
工業地域		又は				
商業地域	容積率400%以下	住戸を40戸以上有する共同住宅				
问木地场	容積率400%超	住戸を40戸以上有する共同住宅				

注1)次の区域については、対象区域から除外します。

- ① 都市計画法による臨港地区
- ② ポートアイランドの一部、六甲アイランドの一部、神戸空港の一部 (https://www.city.kobe.lg.jp/a80577/business/todokede/urbanplanning/shinseisho.html#5nissyo)
- ③ 流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務地区
- ④ 都市緑地法による特別緑地保全地区
- **注2**) 建築物の一部が対象区域に属さない場合及び対象区域の2以上にわたる場合の対象建築物の欄の 適用については、同欄中「建築物」とあるのは「部分を有する建築物」とします。
- 注3)対象建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による高さとします。

b ワンルームマンション

住戸専用面積が30㎡未満の住戸を10戸以上有する共同住宅又は長屋

*住戸専用面積にはメーターボックス、パイプスペース等の面積は含みません。

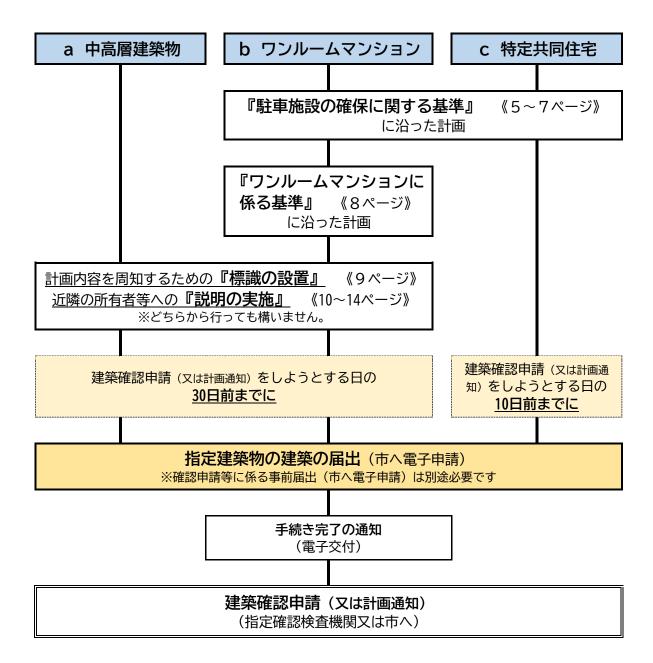
c 特定共同住宅

住戸を10戸以上有する共同住宅又は長屋のうち、上記「b」に該当しないもの

2) 手続きの概要

指定建築物を建築(新築、増築、改築、移転)しようとする建築主は、建築確認申請(又は計画通知)の前に「指定建築物建築届」の提出が必要です。

手続きの流れは次のとおりです。 a、b、cの複数に該当(aとbに該当又はaとcに該当)する場合は、それぞれに必要な計画、手続きを行ってください。



建築計画に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

※ 変更内容によっては、変更の届出が不要な場合がありますので、事前にご確認ください。

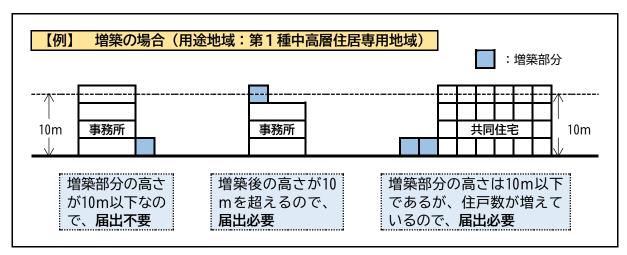
次の場合は、「指定建築物建築届」を提出する必要はありません。

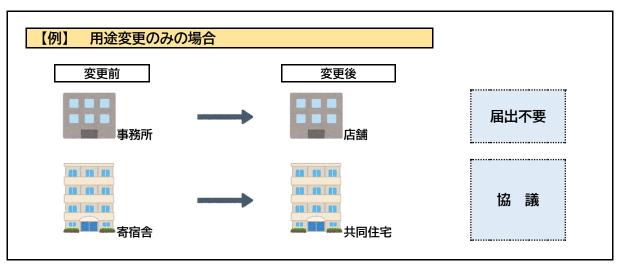
- 建築基準法第85条に規定する「仮設建築物」を新築又は増築する場合
- 増改築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合
- 増改築に係る部分が、2ページの「a 中高層建築物」の対象建築物の階数、高さに満たない規模である場合

ただし、**ワンルームマンション又は特定共同住宅の増改築**にあっては、上記の規模であっても**届出が必要**な場合がありますので、事前にご相談ください。

(例えば、①住戸数が増える場合、②住戸数に変更がなくても駐車施設の数や配置等に変更が生じる場合等)

■ 建築物の「**用途変更のみ**」を行う場合 ただし、**共同住宅又は長屋に用途変更する場合は、**事前に協議してください。





2 ワンルームマンション、特定共同住宅に係る基準

1) 駐車施設(自動車・二輪車)の確保に関する基準

ワンルームマンション又は特定共同住宅には、駐車施設(自動車・二輪車)の確保に関して、次の基準が適用されます。**基準の数の駐車施設を敷地内に**確保してください。

なお、住戸数が10戸未満の場合は、この基準によりませんが、違法駐車等の近隣トラブルとならないように、建築主等の判断において必要な数の駐車施設を確保するように努めてください。

(1) 自動車の基準(駐車場)

① 住戸数に下表の整備率(住戸専用面積が40㎡未満の住戸の整備率は下表の整備率の3分の1) を乗じて得た数の駐車施設を敷地内に確保してください。

算定式= (住戸専用面積が40㎡以上の住戸数) × (総戸数に対する整備率) + (住戸専用面積が40㎡未満の住戸数) × (総戸数に対する整備率) × 1/3

用途地域	整備率 (駐車施設の数の当該建築物の住戸数に対する割合)					
=	10戸~29戸	30戸以上				
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、	25%	450 /				
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	23 %	45%				
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、	15%	30%				
準工業地域、工業地域	13 %	30 %				
近隣商業地域、商業地域	5%	15%				

- * 小数点以下に端数がある場合、端数は四捨五入とします。
- * 自動車の基準を緩和する住戸専用面積は、ワンルーム(住戸専用面積が30㎡未満の住戸) の定義とは異なりますのでご注意ください。
- * 「駐車施設の確保に関する基準・チェックシート《17ページ参照》」で算定できます。
- ② 2以上の用途地域にわたる場合は、敷地の最大部分が属する用途地域の規定を適用します。
- ③ 1台につき、**2.3m以上×5.0m以上**としてください。
- ④ 機械式とする場合は、③の大きさの規定は適用しませんが、国土交通大臣により認定されているものを使用し、メーカーの推奨寸法を確保してください。
 - * 届出時に大臣認定書(認定番号が確認できるカタログ等でも可)の写し、寸法等の入った構造図(カタログでも可)の写しの2つを添付してください。《18ページ参照》
- ⑤ 通路幅の寸法等の具体的な基準はありませんが、**自動車が安全に出入りすることができるもの** としてください。
- ⑥ 自動車を出入りさせるとき、他の自動車を車室から移動させなくてもよいものとしてください。
- ⑦ 前面道路に乗入れ部分等を設ける必要がある場合は、あらかじめ道路管理者等と協議をしてください。

(2) 二輪車の基準 (駐輪場)

- ① **住戸数 (住戸専用面積が40㎡未満の住戸については住戸数の60%) と同じ数**の駐車施設を**敷地内に**確保してください。
 - * 小数点以下に端数がある場合、端数は四捨五入とします。
 - * 二輪車の基準を緩和する住戸専用面積は、ワンルーム(住戸専用面積が30㎡未満の住戸) の定義とは異なりますのでご注意ください。
- ② 上記①の数のうち、15%以上を大型二輪車用(1台につき、1.0m以上×2.3m以上)とし、残りを小型二輪車用(1台につき、0.5m以上×2.0m以上)としてください。
 - * 小数点以下に端数がある場合、端数は四捨五入とします。
 - * 「大型二輪車」は自動二輪車や原付バイクに限りません。0.5m×2.0mの区画には収まらない子乗せ対応自転車、電動アシスト付き自転車などのための駐車施設として確保してください。
- ③ 小型二輪車用についてはラック式とすることが可能です。ラック式とする場合は、②の大きさの規定は適用しませんが、メーカーの推奨寸法を確保してください。
 - * 届出時に寸法等の入ったカタログの写しを添付してください。《18ページ参照》

(3) 基準の特例

A. 駐車施設間の振替(需要に応じた駐車施設の整備)

- ① **基準の数を超える**駐車施設を**平面式で**確保する場合、その超えた数に応じて、**他の種類の駐車 施設の数に算入**することができます。
- ② 数の換算は、**自動車:大型二輪車:小型二輪車=1:5:10**とします。
- ③ 敷地内に確保する二輪車駐車施設の数が、住戸の数の1/2(住戸専用面積が40㎡未満の住戸は住戸の数の3/10)を下回ることとなる場合は振替できません。
- ④ 基準の数を超える二輪車駐車施設のうち、他の種類の駐車施設の数に振替できる数は、住戸の数(住戸専用面積が40㎡未満の住戸は住戸の数の4/10)を上限とします。

【例】 第1種住居地域で40㎡以上の住戸を20戸有する共同住宅を建築する場合

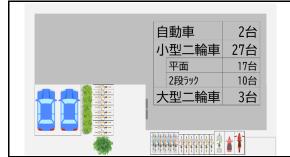
自動車 3台 小型二輪車 17台 平面 7台 2段ラック 10台 大型二輪車 3台

基本の整備イメージ

自動車の基準台数:住戸数×15%=3台 二輪車の基準台数:住戸数=20台

うち、大型:住戸数×15%=3台、小型:17台

特例を適用した整備イメージ



平面式の小型二輪車の駐車施設27台のうち、基準を超える10台分を自動車1台分として算入できる

B. 小型二輪車(自転車)駐車施設の平面化の誘導

- ① 小型二輪車駐車施設を**平面式で**確保する場合は、**20台ごとに自動車の駐車施設の基準の数を1 減ずる**ことができます。
- ② 適用の上限は、**小型二輪車の基準の数まで**で、基準の数が20未満の場合は、基準の数すべてを 平面式で確保する場合に自動車の基準の数を1減ずることができます。

【例】 第1種住居地域で40㎡以上の住戸を20戸有する共同住宅を建築する場合

基本の整備イメージ



自動車の基準台数:住戸数×15%=3台 二輪車の基準台数:住戸数=20台

うち、大型:住戸数×15%=3台、小型:17台

特例を適用した整備イメージ



小型二輪車の基準の17台をすべて平面式で確保しているので、自動車の基準の数を1減らすことができる

C. サービス用駐車場の整備 (一時駐車車両への対応)

- ① 敷地内に配達や送迎、来客などのためのサービス用駐車場を確保する場合は、**自動車の基準の 数を2減ずる**ことができます。
- ② サービス用駐車場は**平面式で、2.3m以上×5.0m以上**とし、**外部から利用しやすい場所**に確保するとともに、**サービス用駐車場である旨の表示**をしてください。
 - * 区画サイズ等については、福祉のまちづくり条例の整備基準が適用される場合がありますのでご注意ください。

【例】 第1種住居地域で40㎡以上の住戸を20戸有する共同住宅を建築する場合

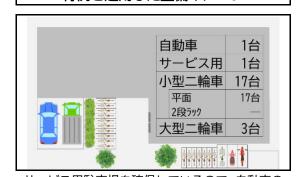
基本の整備イメージ



自動車の基準台数:住戸数×15%=3台 二輪車の基準台数:住戸数=20台

うち、大型:住戸数×15%=3台、小型:17台

特例を適用した整備イメージ



サービス用駐車場を確保しているので、自動車の 基準の数を1減らすことができる

★基準の数や振替、緩和については、「駐車施設の確保に関する基準・チェックシート《17ページ参照》」 で算定できます。

2) ワンルームマンションに係る基準

ワンルームマンション (2ページの「b」に該当) には、次の基準が適用されます。

(1) 建築に関する基準

- ① **1戸当たりの住戸専用面積**(メーターボックス、パイプスペース等を除く。)は、**18㎡以上**としてください。
- ② 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域においては、建築物の外壁等(バルコニー、出窓等を含む。)の面から隣地境界線までの距離は、50cm以上としてください。
- ③ 居室の天井の高さは、2.3m以上としてください。
- ④ 住戸数が30戸以上の場合は、管理業務を行うための建築物の部分を設けてください。
- ⑤ 屋外階段、開放型の廊下、設備機器等から発生する**騒音を防止するため必要な措置**を講じてく ださい

(2) 管理に関する基準

- ① 管理人を配置すること又は次のいずれかの措置を講じてください。
 - ア **所有者又は管理者が**当該ワンルームマンション又は近隣に居住して**直接管理を行う**こと
 - イ **管理会社に委託すること等により、適切な管理を行う**こと
- ② 玄関、その他の外部から見やすい場所に、管理を行う者の氏名、住所(法人の場合にあっては 名称、事務所の所在地)及び電話番号その他の連絡先を記載した表示板を掲げてください。
- ③ 次の事項を定めた管理に係る規則を制定してください。
 - ア 騒音・振動等により周辺に迷惑をかける行為の禁止
 - イ 自動車及び自転車その他の二輪車の路上駐車の禁止
 - ウ ごみの収集日以外の日におけるごみの搬出その他近隣住民に迷惑をかける行為の禁止
 - エ ワンルームマンションの所有者と近隣の住民との間で交わされた約束の順守 (約束事が特になければ不要です。)

3 標識の設置と説明の実施

1)標識の設置

中高層建築物又はワンルームマンションの建築をしようとする建築主は、近隣の所有者等に建築計画の内容を周知させるため、標識を設置してください。

(1) 標識の仕様

- 標識のサイズは**縦横ともに90㎝以上**としてください。
- 標識は、**風雨等にも耐える材料を使用し、白地に黒字で記入**してください。

	物の敷地 E 及び地		神戸市	区						
	用	途								
	住宅の戸	数			戸	(-	ファミリー	戸・	ワンルーム	戸)
† L	工事の種	別								
	構	造								
Ę.	高	خ			m					
勿	階	数	地上	階		地下	階			
	敷地面	積			m					
	延べ面	積			m	(うち	ち容積対象		m³)	
工事	着手予定	日	令和	年		月	日			
工事	完了予定	日	令和	年		月	日			
標識設置		日	令和	年		月	B			
<u>*</u>	住	所								
英上	氏	名								
·克	事務所	名								
†	氏	名								
当	所 在	地								
包	営業所	名								
L	氏	名								
当	所 在	地								
Į.	名	称								
各	担当	者								
ŧ⊢	電話番	号								

* 記載内容等は、 20・21ページ参照

90cm以上

(2) 標識の設置方法

- 敷地内の**道路に面する見やすい場所に堅固に設置**してください。
- 敷地が**2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に面する場所に設置**してください。
- 敷地全体で**道路に接する長さが50m以上ある場合は、2箇所以上に設置**してください。
- 設置期間は、建築工事の**完了時**までです。
- 標識の記載事項に**変更があった時**は、速やかに**記載事項を変更**してください。
- ※ 増改築の場合の標識の設置箇所、設置数については、事前にご相談ください。

2) 説明の実施



説明にあたって

説明を受ける立場に立ってわかりやすい説明を

建築計画の説明を受けることは、ほとんどの住民にとって初めての経験であるとともに、建築に関する専門知識を持っていることも少ないと思われます。 そのような相手の立場も考慮して、丁寧でわかりやすい説明を心掛けてください。

理解を求めるための話し合いを

説明の結果、住民側から計画変更の要望が出ることもあります。住民側から 要望事項についての話し合いを求められた場合は、応じるようにしてください。

要望の中には建築主として応じられない内容もあるでしょう。しかし、建築により既存の住環境が変化するわけですから、住民にとっては大きな問題です。 また、建築主側は当然のことと思っていても、住民にとってはそのまま受け入れられないこともよくあります。

建築主として、建築基準法等の法令に適合しているという立場からの話し合いだけではいたずらに反感を買うだけになりがちです。

要望項目については可能な限り検討し、対応が難しい場合でもその理由等を 丁寧に説明するなど、建築主として理解を得るための努力を払うことを心掛け てください。

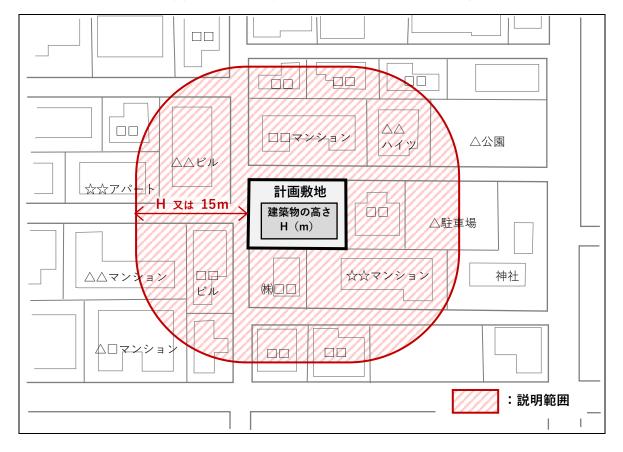
話し合いの内容は文書の形で

話し合いの過程での住民との協議内容は、双方で認識を再確認するためにも、 また、将来に疑義を残さないためにも**議事録等の形で文書に残しておくのがよ いでしょう**。



(1) 説明範囲

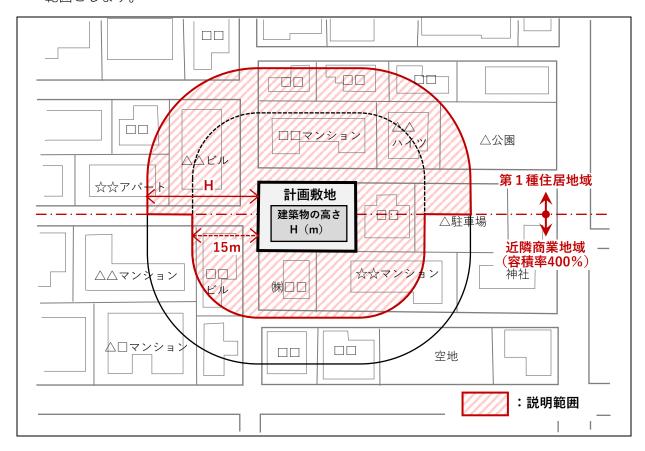
- 説明範囲は、**敷地境界から建築物の高さ分までの周囲**とします。
- ただし、**敷地が次のア〜エのいずれかの用途地域に属する場合**で、建築物の高さが15mを超 える場合は、**敷地境界から15mまでの周囲**とします。
 - ア 容積率200%を超える近隣商業地域
 - イ 容積率200%を超える準工業地域
 - ウ 商業地域
 - 工 工業地域
- 工業専用地域に属する範囲については、説明を省いてよいものとします。



- ※ 上記の説明範囲は、指定建築物建築届出時に求める最小の説明範囲です。上記の範囲外においても、建築主等の責任において判断し、説明を実施してください。また、上記の範囲外の 住民等から説明を求められた際にも対応してください。
- ※ 「敷地が2以上の用途地域にわたる場合」、「増改築の場合」の説明範囲については、次ページをご覧ください。

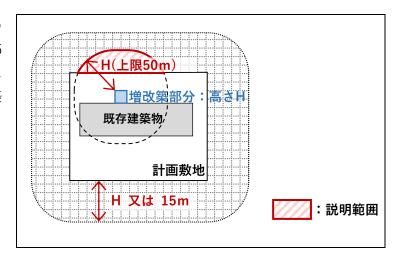
敷地が2以上の用途地域にわたる場合の説明範囲

■ 敷地が2以上の用途地域にわたる場合の説明の範囲は、それぞれが属する用途地域における 範囲とします。



増改築の場合の説明範囲

 敷地境界から当該増改築部分の 高さ分(用途地域によっては15 m)までの周囲のうち、増改築に 係る部分の壁面から当該増改築 部分の高さ(上限50m)の周囲と します。



(2) 説明対象者

- (1)の説明範囲の a. 土地の所有者、b. 建築物の所有者、c. 建築物の占有者(賃貸入居者、テナント)を対象に漏れなく行ってください。
- 共同住宅やテナントビルの占有者への説明については、**所有者**(分譲マンションの管理組合の理事長、賃貸住宅やビルのオーナー等)**から明確な指示があった場合は、その指示に従ってよい**ものとします。
- 管理人や管理会社が所有者(区分所有者又は管理組合、ビルのオーナー等)から委任等を受けている場合を除き、**管理人や管理会社への説明をもって、所有者・占有者への説明に代えることはできません。**
- 分譲マンションにおいても所有者と占有者が異なる場合があります。その場合それぞれに説明が必要です。管理組合等にご確認ください。
- 説明対象者が**公共のものである場合も説明が必要です**。
 - * 線路敷や高速道路の場合も説明が必要です。
 - * 市が所有者又は占有者である場合は、各所管課(例:市が管理している公園→管轄の建 設事務所(建設局)、市営住宅→建築住宅局住宅管理課など)に説明してください。
- 建築基準法上の道路や国・県・市が管理する道路と河川については、説明を省略することができます。(説明を求められた際は、対応をしてください。)
- 空地等で土地の所有者が現地調査ではわからないような場合は、法務局等で所有者を調べて ください。
- ※ 25・26ページの「説明一覧表」の記入方法も参照ください。

(3) 説明方法

- 説明は、**説明会又は個別説明**の方法で行ってください。
- 欠席や不在で説明できなかった場合は、少なくとも**計3回**、それぞれ異なる日や時間帯に**開 催又は訪問**してください。
 - * 同日に2回、開催又は訪問する場合はできるだけ時間帯を空けてください。また、3回とも同日に開催又は訪問することは避けてください。
- 夜間や休日に開催又は訪問するなど、面談で説明が行えるよう、最大限努めてください。
 - * 夜間=午後7時以降、休日=土曜・日曜・祝休日を基準にしますが、説明対象者の属性などを考慮し、建築主等の責任において判断し、説明を実施してください。
- **3回とも欠席や不在で面談による説明ができなかったときは、説明資料を配付(投函**)してください。
 - * 説明資料の配付後に、対象者から説明の要望があったときは、対応してください。
- 所有者が遠方にお住まいの場合は、住所地に資料を郵送してください。電話番号が分かる方については、電話による説明も行ってください。
 - * 郵送した場合は、説明一覧表の備考欄に郵送先の住所を記入してください。

(4) 説明事項

- 説明は、「建築計画概要書《27ページ参照》」、「配置図」、「各面の立面図」「日影図」を提示して行ってください。
- 「説明に関する報告書《22・23ページ参照》」に沿って、以下のこと等について説明してください。

ア 日照 (日影)

- * **日影規制の適用を受けない場合でも説明は必要**です。日影規制及び日影の影響等に ついて説明してください。
- * 提示する日影図は、説明用にわかりやすく加工したもので構いませんが、日影規制の適用を受ける場合は、届出書に添付する日影図《30ページ参照》が別途必要です。
- * 日影図には、日影の影響を受ける建築物の位置を明示してください。

イ プライバシー

- ウ 電波障害 (影響範囲の説明等)
- エ ごみの処理
- オ 駐車施設(自動車、自転車その他の二輪車)
- **カ 設備機器等の騒音・振動その他これらの設置に伴う影響**(受水槽、電気室、空調機、機 械式駐車場等の騒音・振動)
- キ 建築物の利用・管理形態
- **ク 工事等の施工について**(建築工事、既存建築物の除去工事等)
- ケ その他(計画建築物に付随して新設、移設されるもので、近隣住環境に影響が生じると 懸念されるものがある場合。例:太陽光発電パネル、引込み柱等)
- ※ 説明内容は、説明一覧表《25・26ページ参照》にまとめて提出してください。
- ※ 説明後に計画の変更があった場合は、再度説明を行ってください。
 - * 近隣に影響を与えない軽易な変更の場合は除きます。
- ※ 近隣説明は「神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例」に基づく開発事業等の住民説明と同時に行っていただいても構いませんが、説明事項や範囲、欠席や不在時の対応等について、それぞれの条例の内容を満たすように実施してください。

「神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例」に基づく手続き等の詳細につきましては、 都市局都市計画課までお問い合わせください。

4 届出に必要な図書と記入方法等

1) 届出に必要な図書

届出に必要な図書は下記のとおりです。

- a、b、cの複数に該当する場合は、それぞれに必要な図書をすべて提出してください。
- 「○」は必須、「※」は場合によって必要な図書です。
- ◆の図書は、「指定建築物建築届一括作成エクセル」で作成してください。
 - *「指定建築物建築届一括作成エクセル」は、ホームページ(URLは表紙に記載)よりダウンロードできます。

				а	b	С
		*見出しをクリックすると、該当ページに飛び	びます 。	中高層 建築物	ワンルーム マンション	特定 共同住宅
表紙	◆ 指定数	建築物建築届(様式第4号)	P16	0	0	0
	◆ 駐車	施設の確保に関する基準・チェックシート	P17		0	0
駐車施設	◇ 機械:	式駐車場の認定書(写し)	P18		*	*
施設	◇ 機械:	式駐車場の構造図(カタログの写しでも可)	P18		*	*
	◇ ラッ?	ク式駐輪場のカタログ(写しも可)	P18		*	*
ワンルーム	◆ ワン/	ルームマンションに係る基準・チェックシート	P19		0	
マンション	◇ 公共:	公益施設等管理者等協議通知書の写し	P19		0	
標識	◇ 標識	及び 標識の設置を証する写真	P20	0	0	
	◆ 説明(こ関する報告書(様式第3号)	P22	0	0	
	◇ 説明館	範囲図	P24	0	0	
説明	◇ 説明-	一覧表	P25	0	0	
175 75	◇議事領	禄	P26	*	*	
		に使用した図書 計画概要書 (様式第2号)、配置図、立面図、日影図 ほか)	P27	0	0	
	◇ 敷地(の周囲の状況が分かる写真	P28	0	0	0
	◇ 各種I	図面	P28			
	C	D付近見取図	P28	0	0	0
	(2	2配置図	P29	0	0	0
図面 等		3各階平面図、屋根伏図	P30	0	0	0
	@	④立面図(各面)	P30	0	0	0
	Œ	断面図(2面以上)	P30	0	0	0
	(6日影図	P30	*		
		D駐車施設詳細図	P31		*	*
	◇ 委任		P32	*	*	*

2) 図書の記入方法等

◆ 指定建築物建築届 (様式第4号)

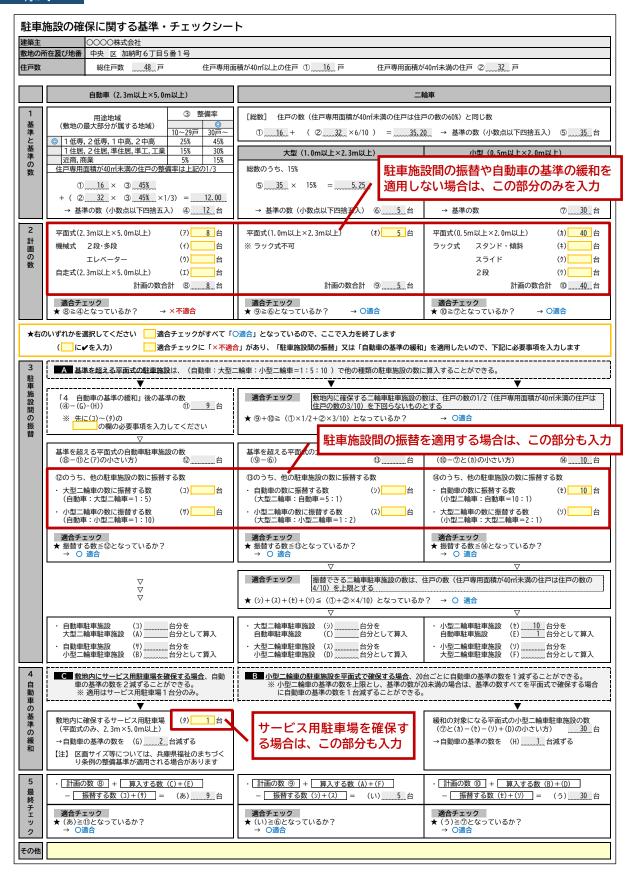
- 「指定建築物建築届一括作成エクセル」の「入力フォーム」と「駐車施設の確保に関する基準・チェックシート」に必要事項を入力すると、自動で作成されます。
- 増改築の場合、住宅の戸数は増改築後の全体戸数と増戸数を、高さ・階数・建築面積・延べ面積は届出部分(増改築部分)と届出以外の部分(既存部分)を、それぞれ入力してください。(下記①②の欄)

		;	指:	定	建	築	: 4	物系	建	築	届		区名	*	ı	中央	ļ	
神戸市	· E. 启											令和	6	年	10	月	1	<u> </u>
州一山	文 2世		住	所		抽	==	тть	78 6 27	2名つ つ	丁目1番		U	4-	10	Л	1	Ц
		□ (1 t ± /2	.—				- 1				」日「街	50万						
		届出者	氏 (法人)	とあっ	ては		_	〇株式 締役			\sim							
	(建築主)	名称及	なび代	表者名)	1 63	ХЧХ	孙中1又		00	J							
			電話	釆早		יח	78	_	595	_	6548	袖	1 夕	(2+)	. %. E	別紙の	レおり	LI
	A North Interfere to 1													I(III)	<i>^</i> ,	13111100	' روے	,
神戸市	民の住環境等をませ 所在及び地番	りそだで神戸市						規定に 5番		、次0)とおり	量け出ま	す。					
建築物	用途地域	第1種中								thin tells		•	シに7米:	商業地	1 1=1 2			
の敷地			'同眉'					第1種			t: / n/ \		川州				00	
	指定容積率(%)	200	•	200		,	300		指疋	建敝鱼	枢(%)	60	•	0	0	·	80	71
	用途	共同住宅			,	20	_			,	44 -	1.5	40	_	-	工事	(グ種)	別
	住宅の戸数 (共同住宅・長屋)	全体		マミリ		32	戸一		•	ーム	16 戸		48	戸1)	亲	棄	
		増戸数		アミリ						ーム	尸	· 計		戸	_			
	構造	鉄筋コン						一部、	鉄骨						-1	/ A // \		
計画		届出部分 12.34 m								出以グ	トの部分	2		É	計	(全体)	_	
建築物	高さ			-		m		1.1. 1				m				12.3		m
	階数	地上	4 階	当月	也下	1	階	地上		階	地下	階	地上		4 階	地下	_	- 1
	敷地面積														1,	234. 5		m
	建築面積				4. 32	m²						m²				654.3		m²
	延べ面積			2, 34		m²						m²				345.6		m²
	うち容積対象			2, 10	9.87	m²	_					m²			2,	109.8	7	m²
							住:	宅用設	置数	基	準の数				適用			
駐車施設		自動車(2. 3m×	(5 Or	n)			8	台		9 台	自動車	の基準	隼の数	の減	i		
	0戸以上有する	D29+((2. 311 \ 3. 011)							, п	サー	-ビス	用駐耳	直場に	こよる		2 7	
共同任=	宅又は長屋の場合)	二輪車		-	$m \times 2$.				台		5 台	小型	世二輪	車平面	旬化に	こよる		1 7
		→+m +-	小型	(0.5)	$m \times 2$.	0m)		40	台		30 台	駐車施	設間の	の振替	の有	無	有	Ī
		その他																
工事着手	·予定日	令和	6 年	Ξ ΄	 2 月	1		日										
工事完了	予定日	令和	7 年	Ξ ΄	 2 月	1 2	0	日										
標識設置	· B	令和	6 年	Ξ	9 月	1	0	日										
	事務所名	株式会社	100	00	一級	及建築	士	事務所				電話	番号	000	_	0000	_	000
代理者	氏名及び資格	00 0	00					(1	級)	建築	士 (大臣) 登	禄 第	Ė	0000	00	-5
	所在地	神戸市〇	O区(00	通〇丁	T目C	番()号										
	事務所名	株式会社	100	00	一級	及建築	士事	事務所				電話	番号	000	_	0000	_	000
設計者	氏名及び資格	00 0	00					(1	級)	建築	± (大臣) 登	禄 第	ŧ	0000	00	-5
	所在地	神戸市〇	O区(00	通〇丁	T目C	番()号										
	営業所名	株式会社	1000	00														
施工者	氏名	代表取紹	殺 (00	OC)						電話	番号	000	_	0000	_	000
	所在地	神戸市〇					来()무										

◆ 駐車施設の確保に関する基準・チェックシート

- 「駐車施設の確保に関する基準《5~7ページ参照》」をご確認いただき、「指定建築物建築 届一括作成エクセル」で作成してください。
 - *入力内容等の詳細は、「指定建築物建築届一括作成エクセル」でご確認ください。

様式



◇ 機械式駐車場の認定書(写し)

- 機械式駐車場を用いる場合に必要です。
- 大臣認定書の写し(認定番号の確認できるカタログ等でも可)を添付してください。

◇ 機械式駐車場の構造図 (カタログの写しでも可)

■ 機械式駐車場を用いる場合に必要です。

◇ ラック式駐輪場のカタログ(写しも可)

- ラック式駐輪場を用いる場合に必要です。
- 「配置図《28ページ》」等にメーカーの推奨寸法が確保されていることを示してください。

◆ ワンルームマンションに係る基準・チェックシート

■ 「ワンルームに係る基準《8ページ参照》」をご確認いただき、「指定建築物建築届一括作成 エクセル」で作成してください。

	ワンルームマンションに係る基準・チェ	ックシート
建築		
敷地	の所在及び地番 中央 区 加納町6丁目5番1号	
住戸数	総住戸数 48 戸 うち、ファミリータイプ(住戸専用面積が ワンルームタイプ(住戸専用面積が ◆ 住戸専用面積が30㎡未満のワンルームタイプの住戸が10戸以上です:	30㎡未満) 16 戸
	チェック項目	計画内容
	◆ 1戸当たりの住戸専用面積は、18㎡以上ですか? ⇒ <mark>はい</mark>	最小面積 23.45 ㎡
建	* 低層住居専用地域と中高層住居専用地域の場合のみ ◆ 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、 50cm以上ですか? ※外壁等とは、バルコニーの手すり壁、出窓等を含みます。	最小距離 67.89 cm
築に	◆ 居室の天井の高さは、2.3m以上ですか? ⇒ はい	最小高さ 2.34 m
係る基準	* 総住戸数が30戸以上の場合のみ◆ 管理業務を行うための建築物の部分を設けますか?⇒ はい	設置位置、内容等 管理人が駐在するための管理 人室を1階エントランス横に 設置する。
	◆ 屋外階段、開放型の廊下、設備機器等から発生する 騒音を防止するために必要な措置を講じますか? ⇒ はい	講じる措置 低騒音型の空調室外機を使 用。屋外階段、開放型廊下を 音が響きにくい構造とする。
	チェック項目	
管理	◆ 管理人の配置又は 次のいずれかの措置を講じますか? ⇒ はい ア 所有者又は管理者が当該ワンルームマンシ ョン又は近隣に居住して直接管理を行う イ 管理会社に委託すること等により、適切な 管理を行う	措置の内容 管理会社に委託し、平日の 9:00~17:00は管理人を配置す る。
に係る基準	◆ 玄関その他の外部から見やすい場所に、管理を行う 者の氏名(法人の場合にあっては名称)、住所及び ⇒ はい 電話番号その他の連絡先を記載した表示板を設置し ますか?	表示板設置位置 1階エントランス前の東側壁 面に設置する。
	◆ 次に掲げる事項を定めた規則を制定しますか? ⇒ はい ア 騒音、振動等により周辺に迷惑を掛ける行為の禁止 イ 自動車及び自転車その他の二輪車の路上駐車の禁止 ウ ごみの収集指定日以外の日におけるごみの搬出その他近隣住 エ ワンルームマンションの所有者と近隣住民との間で交わされ	
*	ごみの集積施設について ⇒ <u>敷地内に設置する</u> 上記についての環境局との協議結果(公共公益施設等管理者等協議通知書の写し	等)を届出に添付してください。

◇ 公共公益施設等管理者等協議通知書の写し等

- ごみの集積施設の設置に関し、環境局と協議した結果の通知書を添付してください。
- 開発事業に関する手続きを行っている場合は、開発事業承認通知書の写しでも可とします。
- 敷地内にごみの集積施設を設置しない場合も必要です。
- ごみ等の集積施設の設置に関する協議の手順については、環境局業務課にご確認ください。

◇ 標識 及び 標識の設置を証する写真

- 記載内容は指定建築物建築届(様式第4号)《16ページ参照》と同一にしてください。
 - * 「指定建築物建築届一括作成エクセル」でも作成できます。
- 建築主が個人の場合は、住所の記載を市区町村名までとすることを認めます。
- 標識の仕様と設置方法については、9ページを参照してください。
- 届出の際は、標識の記載内容が確認できる(文字が読める)写真(近景)と、設置状況が分 かる写真(遠景)をそれぞれ添付してください。

様式第1号の3(第6条関係)

13// 1// 5	おしちのろ(毎0)	不均形/
		建築計画のお知らせ
	築物の敷地の 在 及 び 地 番	神戸市 中央 区加納町6丁目5番1号
	用 途	共同住宅、店舗
	住宅の戸数	48 戸 (ファミリー 32 戸・ ワンルーム 16 戸)
計	工事の種別	新築
画建	構造	鉄筋コンクリート造 一部、 鉄骨造
建築	高さ	12.34 m
物	階 数	地上 4 階 地下 1 階
	敷地面積	1, 234. 56 m²
	延べ面積	2,345.67 ㎡ (うち容積対象 2,109.87 ㎡)
エ	事着手予定日	令和 6 年 12 月 1 日
エ	事完了予定日	令和 7 年 12 月 20 日
標	識設置日	令和 6 年 9 月 10 日
建	住 所	神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
築主	氏 名	○○○ 株式会社 代表取締役 ○○ ○○
設	事務所名	株式会社〇〇〇〇 一級建築士事務所
計	氏 名	00 00
者	所 在 地	神戸市〇〇区〇〇通〇丁目〇番〇号
施	営業所名	株式会社〇〇〇〇
エ	氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇
者	所 在 地	神戸市〇〇区〇〇通〇丁目〇番〇号
連	名 称	株式会社〇〇〇〇 一級建築士事務所
絡	担 当 者	00 00
先	電話番号	000-000-0000
1		

この標識は、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第10条第1項の規定に基づき設置したものです。

この標識において、「ファミリー」とは住戸専用面積が30平方メートル以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸をいいます。

【増改築の場合】

■ 住宅の戸数は増改築後の全体戸数と増戸数、建築物の延べ面積・高さ・階数は増改築部分と 増改築後の全体をそれぞれ記入してください。(下記①~③)

様式第1号の3 (第6条関係)

	おしちのろ(糸も)	NIM INV
		建築計画のお知らせ
	築物の敷地の 在 及 び 地 番	神戸市 中央 区 加納町6丁目5番1号
	用 途	共同住宅、店舗
	住宅の戸数	(全体) 48 戸 (ファミリー 32 戸・ ワンルーム 16 戸) ①
	てまの任団	(増戸数) 0 戸 (ファミリー 0 戸・ ワンルーム 0 戸)
計	工事の種別	新築
画	講 造	鉄筋コンクリート造 一部、鉄骨造
建築		(全体) 12.34 m (増改築部分) 6.54 m ②
物	階数	(全体) 地上 4 階 地下 1 階 (増改築部分) 地上 4 階 地下 1 階
	敷地面積	1, 234. 56 m²
	延べ面積	(全体) 2,480.23 m² (うち容積対象 2,219.74 m²) ③
	+ +	(増改築部分) 134.56 ㎡ (うち容積対象 109.87 ㎡)
	事着手予定日	令和 6 年 12 月 1 日
	事完了予定日	令和 7 年 12 月 20 日
標	識設置日	令和 6 年 9 月 10 日
建	住 所	神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
築主	氏 名	○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
設	事務所名	株式会社〇〇〇〇 一級建築士事務所
計	氏 名	00 00
者	所 在 地	神戸市○○区○○通○丁目○番○号
施	営業所名	株式会社〇〇〇〇
エ	氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇
者	所 在 地	#戸市○○区○○通○丁目○番○号
連	名 称	株式会社〇〇〇〇 一級建築士事務所
選 絡	担当者	00 00
一先		

この標識は、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第10条第1項の規定に基づき設置したものです。

この標識において、「ファミリー」とは住戸専用面積が30平方メートル以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸をいいます。

◆ 説明に関する報告書(様式第3号)

「指定建築物建築届一括作成エクセル」で作成してください。

様式(第一面) ※青字:記入例

式第3	号(第7条関係	系)				(第一]	面)							
				説明	に厚	目 す	る	報告	書	ア	△和	6 年	10 FI	1 日
神戸	戸市長 宛	報	告者 氏	三所 :名 法人にあっては 称及び代表者4	、 代	000	株式会:	辺通2丁 E社 ○ ○○	目1番30	<u> </u>	77 71	0 4	10 /3	1 1
	₱戸市民の住環場 3り行います。	急等をまも	りそだて	る条例第11	条第2項	の規定	により	近隣の所	有者等に	対して	こ行った	説明に関	関する報告	与を次0
	藝物の敷地の E及び地番	神戸市	中央	区 加納	埘6丁	目5番	1号							
実施	日等				T									
(1)	令和 6 年	実施日		0 分から	各戸	場所		説明 個別説	の方法	#生-	+ △+/	説明	者 (担当者	<u>1</u>
(1)	令和 6 年 9 月 7 (土)	日 16	-	0 分まで	H/			他办成	- 15	······	EV ZA TI C		(1234)	00)
(2)	9 月 9	日 13		分から分まで	各戸			個別説	明	Δ,	△△設計	十事務所	(担当者	ΔΔ)
(3)	(月) 令和 6 年 9 月 12 (木)	日 20		5 分から0 分まで	各戸			個別説	明	Δ,	△△設計	十事務所	(担当者	ΔΔ)
(4)	令和 6 年 9 月 14 (土)	日 15	-	分から分まで	〇〇集	会所		説明会					(担当者 (担当者	
(5)		日 11		分から分まで	各戸			個別説	明	株:	式会社〇	0000	(担当者	00)
(6)		日	時時	分から 分まで										
(7)	令和 年 月	B	時時	分から 分まで										
(8)	令和 年 月 ()	B	時時	分から 分まで										
	月の状況 説明の資料	,			•			•						
(-)	項目		Þ	內容		_		有者等かり	らの要望	!		要望への	の回答	ウ
ア	説明時に提示した図書	✓配 ✓名 ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓	置図 面の立面 影図 の他	要書(様式質図 図 ビ電波受信		特に	<u></u>							•
1	説明時に配付した資料		斗を不在:	者と要望の	あったが	実日	影図を	作成して	ましい。	作	或して掲	示する。)	
備	1 請考 説明時に 入してく		書に!	をつけ、その	のほかに	明示し	た図書	等がある	場合は、	その	図書等の)名称を	()	内に記

- ア 日付も忘れずに記入してください。 イ 担当者の氏名も記入してください。 ウ 要望がない項目はその旨を記入してください(空欄のままにしないでください)。

様式(第二面) ※青字:記入例

(第二面) (2) 説明の概要 項目 近隣の所有者等からの要望 要望への回答 内容 難しいとは思うが、検討したうえ 各戸の日照時間等の影響を説明 階数を減らし、高さを低くして で、改めて返事をする。 した。 ほしい。 日照 P 隣地境界から計画建物までの距<mark>窓等への目隠し対策をしてほし</mark>窓ガラスを不透明なものにする。 離、窓の位置等について説明し い。 プライバシー 電波障害は発生しないと考えら<mark>工事期間中の対応もお願いした</mark>対応する。 れるが、発生すれば対応する旨<mark>い。</mark> 電波障害 (影響範囲の説明 説明した。 既存のごみステーションにル-特になし ルを守って搬出する旨説明し ごみの処理 自動車用○台、大型二輪車用○ 機械式駐車場を平面駐車場に変 台、小型二輪車用○台設置する 更してほしい。 平面式にすると台数が確保できな いので、変更は難しい。低騒音型 の機種を採用する。 駐車施設 オ (自動車、自転車 旨説明した。 その他の二輪車) 受水槽、ポンプ室、エアコン室 室外機を当方側に向けて設置し 外機が騒音に配慮した設置計画 ないでほしい。 別の場所への設置が可能かどうか 設備機器等の騒音、 検討したうえで、改めて返事をす 力 振動その他これらの る。 である旨説明した。 設置に伴う影響 分譲ファミリーマンション○○特になし 戸、管理組合が管理することを 建築物の利用形態及 + 説明した。 び管理形態 ・工事前に工事説明会を開催し ·工期 〇年〇月~〇年〇月 ・工事の詳細が決まり次第、開催 建築工事、既存の建 ・作業時間 〇時~〇時、日・ てほしい。 する。 物の除去工事等の施 ・土曜日も工事をやめてほし ・土曜日を完全に休むことはでき 祝祭日は休み Tについて ・工事車両の通行について ないが軽作業に努める。 00000000 ・作業開始時刻をもう少し遅く ・騒音・振動が大きい工事につい 作業時間、工事 ・騒音・振動・粉塵対策につい て ○○○○○○○○○ ては○時~○時とする。 ・適所にガードマンを配置するなど カ してほしい。 車両の通行の状 ・工事車両の運行時の安全対策 況、騒音、振動 安全対策に努める。 を十分に行ってほしい。 等の防止策、工 事の工程、近隣 建物の保全等 ・自宅より太陽光発電パネルを 見下ろすことになるが、反射光 り、差し込む時間もそれほど長く などの影響を受けることはない ないと説明した。 太陽光発電パネルの設置につい て説明した。 ケ その他 のか?

次の図書等を添付してください。 (1) 説明時に使用した図書等 備者

- (2) 説明を行った近隣の所有者等の範囲を住宅地図等に表示したもの
- (3) 説明を行った近隣所有者等に対する説明状況がわかる資料

30 日 ウ 令和 6 年 9 月

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 住所

○○○○株式会社 建築主 氏名

代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては、

名称及び代表者名)

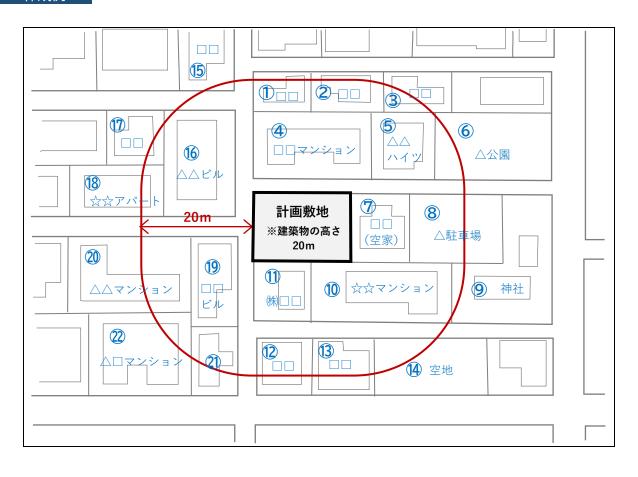
近隣の所有者等に対する説明については、この報告書のとおりですが、今後も誠意ある話合いを実施していくこと を誓います。

- 説明した事項を簡潔に記入してください。
- 近隣の所有者等からの要望とそれに対する回答をまとめて記入してください。 要望がない項目はその旨を記入してください(空欄のままにしないでください)。
- 日付も忘れずに記入してください。

◇ 説明範囲図

- 説明を行った対象の土地、建築物を住宅地図等に番号で表示し、「説明一覧表」の番号と対応 させてください。
- 説明範囲と敷地境界線からの距離を明示してください。
- 住宅地図等で氏名等が実際と異なっている場合は、修正してください。
- 住宅地図等と現状の区画が著しく異なっている場合は、修正してください。

作成例



◇ 説明一覧表

- 近隣の所有者等からの意見や要望、説明状況等をまとめた説明一覧表を作成してください。 *参考様式は、ホームページ(URLは表紙に記載)よりダウンロードできます。
- 説明対象者、説明方法、説明事項については、13・14ページを参照してください。

作成例 ※次ページに続きます

	所有者等		区分			i	説明経過	<u>1</u>	ア	備考
No.	(土地の利用状況、	土	建	占	9/7	9/9	9/12	9/14	9/17	(意見、要望、説明状況等)
	建築物の用途等)	地	物	有						
	戸建住宅									
1		0	0	0	説明					機械式駐車場を平面駐車場に変更してほしいとの
										要望。
	戸建住宅								イ	
2		0	0	0	不在	不在		投函		
	戸建住宅									ウ
		0			電話					9/7登記簿住所に資料を郵送。
3					郵送					(郵送先)○○県○○市○○町○-○
			0		不在	説明				お住まいの□□市□□町□丁目□−□にて説明。
				0	不在					工事前に工事説明会を開催してほしいとの要望。
	□□マンション (分譲)	12戸)								9/7管理組合の理事長(201号室□□氏)に各所
										有者等への説明方法について確認したところ、
										「各戸に個別説明してください。」と指示があっ
4										たため、各戸訪問した。
4)	101 🗆 🗆 🗆	0	0	0	不在	不在		投函		
	102 🗆 🗆 🗆	0	0	0	不在	説明				土曜日の工事をやめてほしいとの要望。
	201 🗆 🗆 🗆	0	0	0	説明					
	・ ※以下、各戸ごと	とに訂	己入							
	△△ハイツ(賃貸18戸))				•	•	-	•	I
		0	0				説明			お住まいの□□市□□町□丁目□−□にて説明。
										高さを低くしてほしいとの要望。
	入居者			0	_	_	_	_	_	上記所有者より「入居者へは管理会社から説明す
(5)	(2~6階)									るので個別説明は不要です。入居者分の資料を管
3										理会社に渡してください。何かあればこちらから
										連絡します。」と指示あり。
										9/9に管理会社□□サービスの担当□□氏を訪問
										し、説明のうえ、入居者用の資料18部を渡し
	※個別の対応がる	下要な	湯合	は上	記のよう	にまと	めて記載	成しても	よい	た。(訪問先:□□市□□町□−□)
6	△公園									
9)	神戸市建設局	0					説明			□□建設事務所の□□係長に説明。
	戸建住宅(空家)									
7		0	0		郵送					登記簿住所に資料を郵送。
										(郵送先)○○県○○市○○町○ - ○
	△駐車場									
8		0				電話				電話で説明のうえ、資料を郵送。
						郵送				(郵送先)○○県○○市○○町○-○

- ア 少なくとも計3回、それぞれ異なる日又は時間帯に行ってください。
- イ 3回とも欠席や不在で面談による説明ができなかったときは、説明資料を配付(投函)してください。
- ウ 資料を郵送した場合は、その郵送先住所を記載してください。
- エ 当該土地・建築物の所在地以外に訪問した場合は、訪問先住所を記載してください。

作成例 ※続き

	神社										
9				0	0	0	不在	不在	投函	説明	3回訪問も不在のため資料投函していたところ、
3											個別説明してほしい旨の連絡があり、9/17に説
											明。窓等に目隠しをしてほしいとの要望。
	☆☆;	マンシ	ョン(分譲	36戸)			カ				
	101			0	0	0			出席		管理会社の□□サービスの担当□□氏を通じ、管
	102			0	0				欠席	郵送	理組合理事長(202号□□氏)に説明方法につい
						0			出席		て確認してもらったところ、「説明会を開催して
10	103			0	0	0			出席		ください。欠席者には後日資料投函又は郵送をお
	201			0	0	0			欠席	投函	願いします。」との指示があったため、9/2に案
	202			0	0	0			出席		内を投函又は郵送し、9/14にマンション集会所
	203										にて説明会を開催した。議事録は別添のとおり。
	•	※以	下、各戸ご。	とに記	己入						欠席者には9/17に資料投函又は郵送した。
	事務所	ı́Г						•			+
11		株式会	会社□□	0	0	0		説明			総務部□□氏に説明。工事中の安全性に注意して
											ほしいとの要望。
	戸建住	主宅		•							
12				0	0	0		説明			作業開始時刻をもう少し遅くしてほしい、土曜日
											も工事をやめてほしい、との要望
•											
	空地										
14)				0			郵送				登記簿住所に資料を郵送。
14)											(郵送先)○○県○○市○○町○-○
											宛先不明で返送(別添のとおり)。
(15)	戸建住	主宅									
13				0	0	0		説明			日影について詳しく説明してほしい。
	$\triangle \triangle$ t	ごル (:	テナント6戸	=)							ク
				0	0			_	 _	_	9/7所有者から委任を受けている□□管理会社の
											営業部長□□氏に電話で連絡。「資料を郵送して
											ください。各テナントには個別説明してくださ
16)											い。」と指示があったため、資料を郵送。
10											(郵送先)○○県○○市○○町○-○
	1F	喫茶』	<u> </u>			0	説明				□□店長に説明。
	2F		ショップ			0	説明				女性従業員に説明。オーナーには伝えておくとの
											こと。
	•	※以	下、各戸ご	とに証	己入						
•	※以7	下、同村	様に記入								
											1

- カ 分譲マンションの区分所有者への説明について、管理組合の理事長から明確な指示があった場合は、その指示に従ってよいものとします。
- キ 説明相手が個人以外の場合には、部署名・役職・氏名等を分かる範囲で備考欄に記載してください。 (氏名が分からない時は、男性職員、受付女性、等)
- ク 管理人や管理会社が所有者から委任等を受けている場合は、その指示に従ってよいものとします。

◇ 議事録

■ 説明会、個別説明等で多くの質疑応答があり、説明一覧表に書ききれない場合は「議事録」 にまとめてください。

◇ 説明に使用した図書

- 「建築計画概要書《下記様式》」「配置図」「立面図(各面)」「日影図」のほか、説明の際に使用した図書(説明会の案内状、資料の送付状等も含む)をすべて添付してください。
- 途中で計画に変更が生じ、再度説明を行った場合は、その際に使用した図書も添付してください。

建築計画概要書(様式第2号(第7条関係))

- 説明を行う際に提示してください。
- 記載内容は、「指定建築物建築届《16ページ》」および「標識《20・21ページ》」と同一にしてください。
 - * 「指定建築物建築届一括作成エクセル」でも作成できます。

記入例



◇ 敷地周囲の状況が分かる写真

- 隣地の建築物の位置、道路幅員、地盤面の高低差等の概要が分かるものを添付してください。
- 配置図等に撮影方向を図示してください。

◇ 各種図面

①付近見取図

- 都市計画の用途地域図や地形図等(1/2500程度)を利用し、次の事項を明示してください。
 - (1) 方位、道路、目標となる地物等
 - (2) 計画地

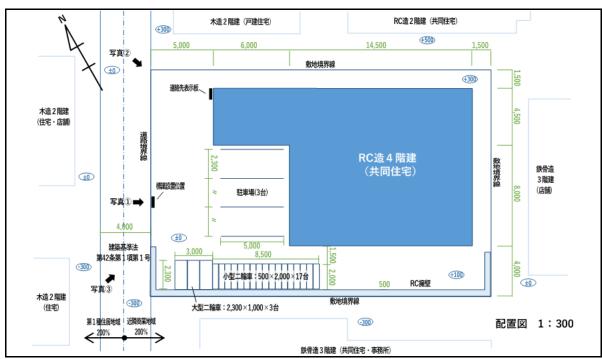
付近見取図の例



②配置図

- 次の事項を明示してください。
 - (1) 縮尺、方位、寸法、敷地境界線
 - (2) 敷地内及び近隣敷地の各建築物の位置、用途、構造
 - (3) 当該建築物の各部分の地盤の高さ
 - (4) 擁壁その他の敷地の状況
 - (5) 敷地に接する道路の位置(種別)及び幅員
 - (6) 標識の設置位置
 - (7) 敷地の周辺の状況が分かる写真の撮影方向(別図でも可)
- **ワンルームマンション又は特定共同住宅の場合**は、次の事項も明示してください。(平面図又 は駐車施設詳細図での明示でも可)
 - (8) 駐車施設の設置状況(位置、車室の大きさ、車路の形状、駐車方法(平面式or機械式) 等) 及び各寸法
 - *機械式、ラック式の駐車施設を設置する場合は、メーカーの推奨寸法が確保されてい ることを示してください。
- **ワンルームマンションの場合**は、次の事項を明示してください。(平面図での明示でも可)
 - (9) 表示板(管理を行う者の氏名、住所、連絡先等を記載したもの)の設置位置
- 増築又は改築の場合は、届出に係る部分と既存部分の区別を明示してください。

配置図の例



③各階平面図、屋根伏図

- 次の事項を明示してください。
 - (1) 縮尺、方位、寸法
 - (2) 建築物内部の間取り及び開口部
 - (3) 住戸専用面積(共同住宅の場合)
- 増築又は改築の場合は、届出に係る部分と既存部分の区別を明示してください。

④立面図(各面)

- 次の事項を明示してください。
 - (1) 縮尺、方向
- 増築又は改築の場合は、届出に係る部分と既存部分の区別を明示してください。

⑤断面図(2面以上)

- 次の事項を明示してください。
 - (1) 縮尺、方向
 - (2) 建築物に接した地盤面の状況(平均地盤面等)
 - (3) 各居室の天井の高さ(ワンルームマンションの場合)
 - (4) 建築物の最高高さ、ペントハウスまでの高さ(立面図での明示でも可)

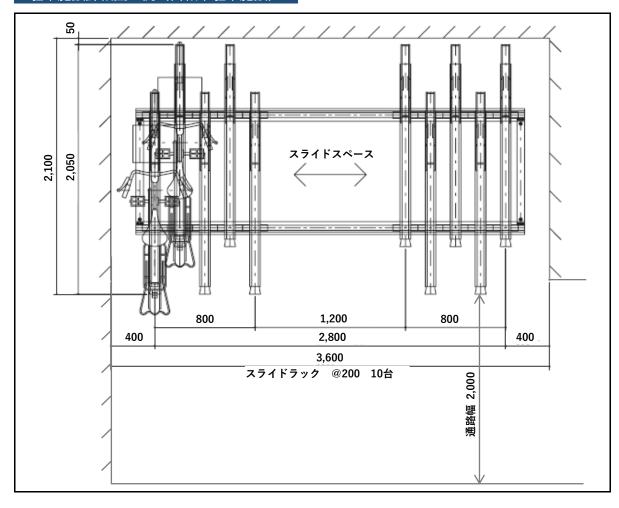
6日影図

建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の(二十九)項に規定する日影図としてください。

7駐車施設詳細図

- ワンルームマンション又は特定共同住宅の場合で、駐車施設の位置、形状、寸法等を配置図 又は平面図に明示することが難しい場合に作成してください。
- 次の事項を明示してください。
 - (1) 駐車施設の位置、車室の大きさ、車路の形状、駐車方法(平面式or機械式等)及び各寸 法
 - *機械式、ラック式の駐車施設を設置する場合は、メーカーの推奨寸法が確保されていることを示してください。

駐車施設詳細図の例(自転車駐車施設)



◇ 委任状

- 代理者が届出の手続きをされる場合は添付してください。
- 次の事項を明示してください。(任意様式)
 - (1) 作成した日付
 - (2) 委任者(建築主)の住所、氏名
 - (3) 代理者の氏名、事務所名、所在地
 - (4) 委任事項(指定建築物建築届について委任されていることがわかるよう記載)
- 復代理者が届出の手続きをされる場合は、復代理者の委任状も添付してください。
 - *「指定建築物建築届」に記載の代理者とは異なる設計事務所等の方が連絡担当者となり届出(電子申請)をされる場合などが該当します。
- 押印は不要です。

委任状の参考例

委任状

令和6年10月1日

(代理者)

住 所 神戸市〇〇区〇〇通〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇 一級建築士事務所

00 00

私は、上記の者を代理者と定め、下記の建築物に係る指定建築物建築届に関する手続き並び にその訂正、受領に関する一切の権限を委任します。

記

・建築物の敷地の所在 神戸市中央区加納町6丁目5番1

(委任者)

住 所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇